

亀山市告示第 87 号

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例を改正する条例の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱 (平成 17 年亀山市告示第 36 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 27 年亀山市条例第 30 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 27 年亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱 (平成 17 年亀山市告示第 38 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 27 年亀山市条例第 30 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 27 年亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱の一部改正)

第 3 条 犬猫の避妊等手術費助成金交付要綱 (平成 17 年亀山市告示第 41 号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱の一部改正）

第4条 亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正）

第5条 亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市田園景観推進事業補助金交付要綱の一部改正）

第6条 亀山市田園景観推進事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額

（亀山市水洗便所等改造資金助成金交付要綱の一部改正）

第7条 亀山市水洗便所等改造資金助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号ア中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同号に次のように加える。

カ 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額
（亀山市商業活性化融資保証料補給要綱の一部改正）

第8条 亀山市商業活性化融資保証料補給要綱（平成17年亀山市告示第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額
（亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部改正）

第9条 亀山市不妊治療費助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第199号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

（6）亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第2号）に規定する利用者負担額
（亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱の一部改正）

第10条 亀山市小規模事業資金融資制度保証料補給要綱（平成17年亀山市告示第221号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱の一部改正)

第 1 1 条 亀山市後期高齢者医療保険一日人間ドック事業実施要綱 (平成 2 0 年 亀山市告示第 1 2 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第 1 2 条 亀山市後期高齢者医療保険脳ドック事業実施要綱 (平成 2 0 年 亀山市告示第 1 2 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第 1 3 条 亀山市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱 (平成 2 4 年 亀山市告示第 1 0 2 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年 亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱の一部改正)

第 1 4 条 亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱 (平成 2 5 年亀山市告示第 1 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市見本市等出展事業助成金交付要綱の一部改正)

第 1 5 条 亀山市見本市等出展事業助成金交付要綱 (平成 2 5 年亀山市告示第 1 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部改正)

第 1 6 条 亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱 (平成 2 6 年亀山市告示第 1 1 9 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額

(亀山市不育症治療費助成金交付要綱の一部改正)

第 1 7 条 亀山市不育症治療費助成金交付要綱 (平成 2 6 年亀山市告示第 1 2 0 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項第 1 号中「に規定する利用者負担額」を「及び亀山市認定こども園条例 (平成 2 7 年亀山市条例第 3 0 号) に規定する利用者負担額等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例 (平成 2 7
年 亀山市条例第 2 号) に規定する利用者負担額
附 則

この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。